

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例 【解 説】 ○ 公布した条例の解説		目 次		岡山県公報
		担当課（室）	発行 岡山県	
				目 次
				担当課（室）

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十七年七月十日

岡山県知事
 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 岡山県議会個人情報保護審査会（第三十八条―第四十三条）」を「第四章 岡山

第四章の二

県議会個人情報保護審査会（第三十八条―第四十三条）に改める。

特定個人情報に関する特例（第四十三条の二）

第二条第一号ただし書を削る。

第三十一条第一項中「又は第八条」を「の規定に違反して利用され、又は同項若しくは第八条」に改め、「当該開示をした」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定個人情報に関する特例

第四十三条の二 議会が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）（同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたもの（次項において「情報提供等記録」という。）を除く。）に関しては、第五条第一項第二号から第六号まで及び第二項、第八条並びに次条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき利用し、若しくは提供しなければならぬ場合又は個人	個人
第五条第一項第一号	利用し、又は提供してはならない	利用してはならない
第五条第一項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供す	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の

2

議会在保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、第五条第一項各号、第二項及び第三項、第八条、第三章第三節並びに次条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第三項	第十二條第二項	第十三條第二項及び第二十二條第二項	第十四條第二号	第三十一條第一項
るとき	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	第五條第一項の規定に違反して利用され、又は同項若しくは第八条の規定に違反して外部提供されている
同意を得ることが困難であるとき	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）	代理人	代理人	第四十三條の二第一項の規定により読み替えて適用する第五條第一項の規定に違反して利用されていると認めるとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九條の規定に違反して提供されていると認めるとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると認めるとき、又は同法第二十八條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されている
第五條第一項	法令若しくは条例（以下「法令等」という。）	個人情報	法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき利用	

平成27年7月10日 岡山県公報 号外

		第六條第二項第一號	第十二條第二項	第十三條第二項及び第二十二條第二項	第十四條第二號	第二十九條
し、若しくは提供しなければならぬ場合又は個人の權利利益を不当に侵害するおそれのない場合であつて次の各號のいずれかに該当するものを除き、個人情報		法令等	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	当該保有個人情報を提供したもの
利用してはならない		法令又は条例（第十四條において「法令等」という。）	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）	代理人	代理人	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七號）第十九條第七號に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る同法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、議長以外のものに限る。）

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定（第

平成27年7月10日 岡山県公報 号外

四十三条の二第二項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、特定個人情報情報の適正な取扱いを図るため、その提供等に関する特例を定める等所要の改正を行うものである。